

（仮称）もみじ台地域土地利用再編方針検討会議 開催要綱

（開催目的）

第1条 本会議は、「（仮称）もみじ台地域土地利用再編方針」（以下「方針」という。）の策定に向けての意見交換を目的として開催する。

（所掌事務）

第2条 方針の策定に向けて、土地利用再編の方向性、跡地活用の方向性等について、意見交換を行う。

（組織）

第3条

1 委員は都市計画・地域コミュニティ・福祉・経済に係る有識者、民間事業者及び地域住民等から市長が委嘱するものとする。

2 本会議に座長1名を置き、委員の互選により、これを定める。

3 座長は本会議を総括する。

4 座長が不在のときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

5 本会議には、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、有識者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

7 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

（任期）

第4条 任期は、委員を委嘱した日から令和9年3月31日までとする。

（運営）

第5条

1 本会議は、原則として公開とする。

2 本会議の内容については、議事録を作成の上、公開する。

(事務局)

第6条 本会議の事務局は、札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課が行う。

(謝 礼)

第7条

- 1 本会議に出席した委員の謝礼については、市長が別に定める。
- 2 委員本人から謝礼を辞退する旨の申し出がある場合は、謝礼を支給しないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関し、必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。